

国水下企第131号
国水下事第63号
国水下流第21号
令和4年4月1日

記

都道府県下水道担当部長
政令指定都市下水道担当局長 殿
(以上地方整備局等)
下水道事業担当部長等経由
独立行政法人 都市再生機構担当部長
地方共同法人 日本下水道事業団事業統括部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課長
下水道事業課長
流域管理官
(公印省略)

社会资本整備総合交付金交付要綱（下水道事業）の運用について

令和4年3月31日付け国官会第23929号により、社会资本整備総合交付金交付要綱について国土交通事務次官より通知したところであるが、附属第II編 交付対象事業の要件 第1章 基幹事業 イ 社会資本整備総合交付金事業 イー7 下水道事業 及び ロ 防災・安全交付金事業 ロー7 下水道事業に係る運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計られたい。

なお、貴管内の市（政令指定都市を除く。）町村に対しても、この旨周知方よろしくお願いする。

I. 下水道浸水被害軽減総合事業

1. 交付対象事業の要件

ア) 下水道浸水被害軽減型

- (1) 「駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区」について、具体的な地区を以下のとおりとする。
・駅の周辺で、商業・業務施設の集積している地区
・その地区に災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（緊急輸送道路、防災拠点、ヘリポートなど）を有する地区で、商業・業務地区、住宅地などの人口の集積している地区
・国の防災関係機関、県庁、市役所などの災害時に国・地方公共団体の対策本部が設置される蓋然性が高い施設を有する地区
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設
- (3) 「地下街等」とは、以下のとおりとする。
・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設
- (4) 内水浸水シミュレーションによる被害の想定は、以下のとおり行う。
・対象とする地区への降雨に対して、その地区的特性を反映した流出・氾濫現象を解析することとする。
・内水浸水による被害の想定を行う際には、水位観測を実施し内水浸水シミュレーションの再現性を確保するなど、その妥当性を確認することとする。
また、災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（防災拠点、避難地、地下街等）又は高齢者・障害者等要配慮者の関連施設が存在する地区については、内水浸水シミュレーションにより、当該施設の出入口などから雨水が流入し被害が想定されることを確認することとする。
・放流先の河川の水位上昇に伴う樋門等が閉鎖された場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
・ポンプ施設の耐水化を行う場合について、浸水によってポンプ施設が機能停止した場合に想定される浸水面積及び浸水被害戸数を含めることができる。
- イ) 効率的雨水管理支援型
(1) 「浸水シミュレーション等」とは、以下のとおりとする。
・浸水シミュレーションや過去の浸水実績、地形情報等を活用した浸水想定手法
2. 交付対象事業の内容
- ア) 下水道浸水被害軽減型
(1) ⑥に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
・樋門等とは、樋門及び樋管とする。
・自動化とは、樋門等について、電動化や、センサー等により自動で閉鎖できることとする。

- ・無動力化とは、樋門等における逆流時に電力等を用いずに閉鎖できるようにすること（フランプゲートの設置等）とする。
 - ・遠隔化とは、樋門等を遠方で監視・操作できるようにすることとする。
- (2) ⑦に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・ポンプ施設とは、雨水・汚水の排水を担う施設（マンホールポンプを含む。）とする。
 - ・耐水化とは、防水扉の設置、電気設備の上階への移設、防水仕様の設備への更新等とする。
- (3) ⑧、⑨に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。
- ・対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めることとする。
 - ・事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと（例：抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など）。
- また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握することとする。
- (4) ⑧、⑨に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・下水道施設とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設（浸透トレンチ、浸透井等）、公共樹及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないこととする。
 - ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

イ) 効率的雨水管理支援型

- (1) 下水道浸水被害軽減総合計画の策定とは、計画の策定（水位観測計画の策定等を含む。）に係る調査を含むこととする。なお、効率的雨水管理支援型の検討に関する下水道浸水被害軽減総合計画の策定にあたっては、社会資本総合整備計画に当該計画が記載されていることを要しない。
- (2) (2)及び(3)の事業の実施における「削減された費用」とは、以下のとおりとする。
- ・既存の全体計画等に基づき整備する予定であった施設のうち、効率的雨水管理型の検討により取り止めた施設の整備に要する費用。
- (3) (3)に係る交付対象事業は、以下のとおりとする。
- ・浄化槽の改造とは、浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。
 - ・附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等（校庭、公園や水田等への雨水の貯留に係る集排水のための配管等を含む。）とする。

3. 下水道浸水被害軽減総合計画

- (1) 下水道浸水被害軽減型の計画策定にあたって対象とする降雨は、再度災害の防止及び事前防災・減災の観点から必要となる程度とする。なお、事前防災・減

災の観点から必要となる程度とは、当該都市に降った既往最大降雨を基本とする。対象とする降雨を他地域の大規模降雨とする場合には、内水浸水シミュレーションで当該降雨を基にした内水ハザードマップを策定・公表することとする。

- (2) 下水道浸水被害軽減総合計画は、以下の事項を定める。なお、当該計画は、必要に応じて、地域住民等の参画を得て策定する。
- ① 対象地区の概要及び選定理由
 - ② 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）
 - ③ 内水ハザードマップ策定状況（なお、計画策定時に内水ハザードマップ未策定の場合は計画期間内に策定することとする。）
 - ④ 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）
 - ⑤ 整備効果（効率的雨水管理支援型については、費用削減効果）
 - ⑥ 放流先河川との調整状況（効率的雨水管理支援型をのぞく）
 - ⑦ その他必要な事項

4. 留意事項

下水道浸水被害軽減総合計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

II. 下水道総合地震対策事業

1. 交付対象事業の要件

- (1) 「上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域」とは、以下のとおりとする。
・当該予定処理区域内の施設(処理場、ポンプ場、管渠)の一部又は全部が上水道の取水口より上流にある予定処理区域
- (2) 「災害復旧事業終了後5年以内に完了する事業」とは、以下のとおりとする。
・全ての災害復旧事業の成功認定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日までに実施する事業とする。なお、5年を超えて実施する事業については交付対象外とする。

2. 交付対象事業の内容

- (1) 「防災拠点及び避難地」とは、以下のとおりとする。
・防災拠点とは、広域防災拠点、その他防災拠点としての機能を持つ施設とする。
・避難地とは、広域避難地、一次避難地、その他避難地としての機能を持つ施設とする。
- (2) 「高齢者・障害者等要配慮者関連施設」とは、以下のとおりとする。
・養護老人ホーム、身体障害者福祉センター、児童養護施設など、被災時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設とする。
- (3) 「感染症拠点病院」、「災害拠点病院」とは、以下のとおりとする。
・感染症拠点病院とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する感染症指定医療機関とする。
・災害拠点病院とは、厚生労働省の災害拠点病院指定要件に基づき、都道府県が指定する病院とする。
- (4) 「重要物流道路及び代替・補完路」とは、以下のとおりとする。
・道路法第四十八条の十八にもとづく重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であって、当該災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わって必要となるものとして国土交通大臣が当該道路の道路管理者の同意を得てあらかじめ指定したもの
- (5) 「イー7-(2).ア)の対象となる事業を実施中又は実施済みの地区」には、「イー7-(2).ア)」の交付対象事業の要件に該当しており、「イー7-(2).ア)」を適用せずに雨水の貯留・排水施設の整備を実施した地区を含むものとする。
- (6) 「都市機能が集積していること」とは、以下に掲げるいずれかの施設が集積している地区であって、主な土地利用が工場(跡地を含む。)又は住宅地でない地区であることをいう。
①劇場、百貨店、事業所その他の商業・業務施設
②官公庁施設
- (7) 「マンホールトイレスистем」とは以下のとおりとする。
・マンホール蓋から下水本管への接続部分及び貯水槽等マンホールトイレを利用するために必要な施設を交付対象とし、便器及び仕切り施設(テント等)は

除く。

3. 下水道総合地震対策計画

- (1) 事業内容は、下水道が最低限有すべき機能を確保する耐震化及び下水道のバックアップ対策等の減災対策事業を含むこととする。
- (2) 下水道総合地震対策計画は、以下の事項を定める。
- ① 対象地区の概要
 - ② 対象地区の選定理由
 - ③ 計画目標
 - ④ 計画期間
 - ⑤ 防災対策の概要
 - ⑥ 減災対策の概要
 - ⑦ 計画の実施効果
 - ⑧ 下水道BCP策定状況(なお、計画策定期間に下水道BCP未策定期間内に策定することとする。)

III. 合流式下水道緊急改善事業

1. 交付対象

要綱においては、本事業の交付対象は下水道事業を実施する地方公共団体としているが、原則として、下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第5条において、その処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であって当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものに限る。

2. 合流式下水道緊急改善計画

（1）内容

1) 対象地区の計画目標については、以下の3項目について定めることとする。

- ① 汚濁負荷量の削減
- ② 公衆衛生上の安全確保
- ③ 灰雑物の削減

なお、計画目標については、“合流式下水道の当面の改善目標”として以下の目標を充分に勘案して設定することとする。

- ① 汚濁負荷量の削減

分離式下水道と置き換えた場合に排出する汚濁負荷量と同程度以下(いわゆる分離式下水道並み)となること

- ② 公衆衛生上の安全確保

全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること
③ 灰雑物の削減

全ての雨水吐で灰雑物の流出を極力防止すること

2) 合流式下水道緊急改善計画は、以下の事項を定める。

- ① 対象地区の概要
- ② 計画目標(合流式下水道の当面の改善目標との関係を含む。)
- ③ 計画期間
- ④ 整備効果
- ⑤ 事業の効率化に関する取り組み
- ⑥ 事業内容及び年度計画
- ⑦ 評価結果

3) 計画の策定に当たっては、以下の事項について検討し、効率的かつ効果的な改善事業となるよう努めることとする。

- ① 未処理放流等の実態の把握や放流先のモニタリング等の調査を充分に行うこと
- ② 適切なモデル方式を採用し、合流式下水道の実態に応じた対策を講じること
- ③ SPIRIT21の開発技術などの新技術の導入を検討すること
- ④ 改善対策手法の比較等を実施すること
- ⑤ 未処理放流等で特に影響を受けやすい水域では、消毒を行うなどにより、未処理放流による汚染リスクを解消する対策を検討すること
- ⑥ 未処理放流状況の情報提供等のソフト対策について検討すること

4) 雨水対策と併用して整備する施設については、雨水対策と合流改善対策との整備の考え方及び合流改善機能の適切な発現のための運用方針等を明らかにすることとする。

（2）下水道法事業計画との関係

合流式下水道緊急改善計画に位置付けた施設は、速やかに事業計画に位置付けることとする。

（3）評価の実施

1) 評価は、事業主体が改善目標の達成状況の確認等を行い、重点的、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、その公表により事業の成果を地域住民に対してより分かり易く示すことを目的として実施する。

2) 評価は、事業主体がこれまでに実施してきた合流式下水道の改善に係る事業について評価を行うこととする。また、計画の中間年度終了時に中間評価を行うとともに、計画期間終了後に事後評価を行うこととする。

3) 評価の内容は次の各号のとおりとする。

- ① 対象事業の進捗状況
- ② 目標の達成状況及び下水道法施行令附則（平成15年9月25日政令第435号）第2条の2に基づく改善期限までの目標達成の見通し
- ③ 対象事業の整備効果の発現状況
- ④ 事業の効率化に関する取り組み状況
- ⑤ 今後の方針

4) 評価を実施した場合、その結果を速やかに公表するとともに、国土交通省に提出するものとする。

5) 評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性を確保するため「アドバイザーワークショップ」を開催するなど、学識経験者等の第三者の意見を求める。なお、アドバイザーワークショップの設置は以下を参考にされたい。

① 会議の設置対象

処理区域として合流式下水道を有する市町村及び流域下水道が合流式である都道府県とする。

② 会議の設置方法

設置対象ごとに設置する。

なお、市町村(政令指定都市を除く。)は、自ら設置する方法に代えて、都道府県にて設置される会議に依頼する方法や近隣市町村でまとめて設置する方法も採りうることとする。

③ 会議の構成

地域の下水道、水環境、水辺の利用状況等に詳しい地域の学識者や地域の経済団体、NPO等の有識者等とする。

- ④ 会議での意見聴取事項
 - ・合流式下水道の公共用水域に与える影響
 - ・合流式下水道の改善に向けての基本的考え方
 - ・各対象地区的合流式下水道緊急改善計画
 - ・合流式下水道緊急改善事業を実施したことによる変化のモニタリング
 - ・その他合流式下水道緊急改善事業の推進に関する事項
- 6) 事業主体は、事業の効率化に関する取り組み状況の評価において、SPIRIT21などの新技術の導入や、改善対策手法の経済性、ソフト対策の導入等の取り組み状況が十分でないと認められた場合は、評価結果を反映して計画を見直し、適切な改善措置を講じることとする。

IV. 都市水害対策共同事業

1. 交付対象事業

- (1) 「当該地区又は近傍の地区」とは、下水道の雨水貯留施設又は河川の洪水調節施設が設置されている市町村の区域を基本とする。
- (2) 「その他共同で施設を利用するため必要な施設」とは、附帯設備(ゲート設備等)、電気計装設備(監視制御設備、ケーブル配管等)等とする。

2. 留意事項

(1) 事業計画の作成

- 1) 本事業を実施する地方公共団体は、本事業の実施に当たり、あらかじめ河川管理者と協議調整の上、事業に関する基本的事項を定めた計画(以下「事業計画」という。)を作成すること。
- 2) 事業計画では、以下の事項を記載する。

① 対象地域の概要

地理的・社会的状況、過去の浸水被害の状況、下水道整備及び河川整備の現状等

② 事業期間

年次計画の概要等

③ 整備効果

出水特性や降雨規模を踏まえ、対象となる下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設を融通利用することによる浸水被害の軽減効果について、費用効果分析を含めて整理すること。

④ ネットワーク化施設等の概要

ネットワーク管の管径、延長、概算事業費等

⑤ 河川管理者との事業実施区分

施工区分等

(2) 整備に要する費用負担

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するため必要な施設の整備に要する費用の負担については、下水道管理者と河川管理者でそれぞれ2分の1ずつを負担することを基本とするが、これによりがたい場合は、河川管理者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(3) 施設の運用方法及び維持管理

1) 施設の運用方法

河川の洪水調節施設とネットワーク化された下水道の雨水貯留施設において相互に融通利用をするために必要な施設(ゲート、ポンプ等)の操作ルール、降雨や施設操作等についての情報伝達・共有化方法など具体的な運用方法について、河川管理者と協議調整し、相互の合意のもとに決定することとする。

2) 施設の維持管理区分

ネットワーク化施設及びその他共同で施設を利用するため必要な施設の維持管理の区分について、河川事業者と協議調整し、双方の合意のもとに決定することとする。

(4) 河川管理者との連携・協議体制等

河川管理者と上記の協議調整をするに当たっては、都市雨水対策協議会等により、十分な調整に努めることとする。

V. 下水道整備推進重点化事業

1. 交付対象事業の要件

本事業の対象は、以下（1）または（2）に該当するものとする。

- （1）「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）」に基づき策定されたアクションプランのうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫が図られかつ残整備区域における1人あたりの下水道整備費用が60万円以下の予定処理区（処理分区の場合は予定処理分区。以下同じ。）における事業。

なお、本要件については予定処理区単位で確認することとするため、重点アクションプランには本事業の適用を受ける処理区毎に創意工夫の内容や整備費用を明確にすることとする。

- （2）アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ2倍以内である場合に、当該自治体が実施する事業。

ただし、当該自治体は、目標の達成に向けた加速化のための具体的な取り組みを「チャレンジ宣言」として定め、「下水道整備推進重点化事業チェックシート」（別紙）内に記載の上、予算要望に併せて提出すること。

なお、以下の場合は対象外とする。

- ・汚水処理施設整備が概成（汚水処理人口普及率が95%以上）している場合
- ・当該地方公共団体の下水道使用料単価が150円／m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改訂を行っていない場合

2. 交付対象事業の内容

本事業の対象は、1.（1）または1.（2）の要件を満たす予定処理区内の管渠及びこれを補完するポンプ施設とする。

3. 留意事項

- （1）1.（1）に基づき事業を実施する市町村は、重点アクションプランを策定後、速やかに広く広報、周知するとともに、社会資本総合整備計画に要件を満たす根拠を明記することとする。

- （2）1.（1）に定める下水道整備費用には、処理場の増設や汚水ポンプの整備費用も含む。なお、地形や大規模な設備増設等の特殊な事情がある場合は、個別に国土交通省と協議を行うことができる。

- （3）1.（1）に基づき事業を実施する予定処理区においては、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（1）の要件を満たしていることを要件とする。なお、中間評価及び最終評価で事業費の実績値が1.（1）の要件から外れる恐れがある場合には、予め国土交通省に報告の上、相談いただきたい。

- （4）1.（1）の要件については、予定処理区単位での適用を基本とするが、複数の予定処理区を1つにまとめて適用することも可とする。

下水道整備推進重点化事業
チェックシート

記入日:	
都道府県:	○○県
市町村:	○○市
都市区分:	一般市（甲）
種別:	第2種

1. 下水道処理人口普及率及び未普及対策に関する事業費の状況

年目	年度	下水道処理人口普及率の状況及び見通し		未普及対策に関する予算投入（予定）額（百万円単位）					
		前年度からの進捗率	H28年度からの年平均進捗率	下水道処理人口普及率の見通し（加速化後）	国費	補助対象事業費	単独費	総事業費（単独費含む）	
0	H28	68.29%			200	400	300	700	
1	H29	69.78%	1.49%	1.49%	200	400	300	700	
2	H30	70.19%	0.41%	0.95%	250	500	300	800	
3	R1	71.36%	1.16%	1.02%	200	400	300	700	
4	R2	71.78%	0.42%	0.87%	250	500	400	900	
5	R3			72.65%	73.52%	350	700	454	1,154
6	R4			73.52%	75.27%	(400)	(800)	(500)	1,300
7	R5			74.40%	77.01%	(400)	(800)	(500)	1,300
8	R6			75.27%	78.76%	(400)	(800)	(500)	1,300
9	R7			76.14%	80.50%	(400)	(800)	(500)	1,300
10	R8			77.01%	82.24%	(400)	(800)	(500)	1,300

※R2年度以前は執行ベース、R3年度は予算ベースで記入すること
※R4年度には要望額を、R5年度以降は予算投入額の現時点での見通しを記入すること

前年度末までの下水道整備年平均進捗率で整備を進めた場合のR8年度末推計値:	77.01% ①
アクションプランで定めた下水道処理人口普及率の目標値:	80.96% ②
前年度末までの下水道整備年平均進捗率の倍のベースで整備を進めた場合のR8年度末推計値:	82.24% ③
平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率:	0.87% ④
アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、 当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率:	1.53% ⑤
「平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率」×2:	1.74% ⑥

判定	④ < ⑤ < ⑥	○
----	-----------	---

2. 経営に関する状況

（ R3.3.31 時点（見通し含め）で最新のデータで記載願います）

下水道使用料単価（円／㎥）：	108	≥	150		判定:	×	○
経費回収率（%）：	72	≥	80			×	
現行使用料施行年月日:	H25.4.1	使用料施行年数:	8	<		○	

3. 下水道整備目標の達成に向けた「チャレンジ宣言」

「下水道整備推進重点化事業」の活用にあたり、目標達成に向けた取組を「チャレンジ宣言」として記載してください（自由記述）

・令和〇年度の未普及対策に関する予算投入額を〇〇円に増額する。

・下水道担当職員（未普及担当職員）を〇〇名増員する。

・令和〇年〇月までに、現在のアクションプランを見直し、下水道処理人口普及率の目標値を〇〇%とする。

・令和〇年度から設計施工一括発注方式を採用する。

・低コスト技術（下水道クイックプロジェクト）を採用する。

VI. 下水道ストックマネジメント支援制度

1. 定義

(1) 「施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査」として交付対象となる事業は、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法（状態監視保全）とした施設・設備のうち、「下水道ストックマネジメント計画」の「施設の管理区分の設定」に記載した点検頻度もしくは調査頻度に基づく点検・調査をいう。なお、処理場・ポンプ場施設の点検のうち、日常的な運転管理の一環として実施される点検については、交付対象事業にはあたらない。

(2) (1)には、交付対象となる管渠及びこれを補完する施設（以下、「管路」という。）の計画的な改築を目的として、当該管路と接続した管路であり、かつ、当該管路の整備時期とほぼ同時期（概ね前後10年間）に整備された管路を含めて一体的に実施される点検・調査を含む。

(3) 「『下水道ストックマネジメント計画』の策定」として交付対象となる事業には、以下が含まれる。

- ① 下水道ストックマネジメント計画を策定するための地方公共団体独自の維持管理・改築に係る計画・方針等の検討業務
- ② ①の検討のために必要となる施設の諸元及び既存点検・調査結果等のとりまとめ（デジタル化を含む。）

(4) 「計画的な改築」として交付対象となる事業は、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載した事業とする。ただし、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法（事後保全施設）に分類した施設に係る改築事業にあっては、「下水道ストックマネジメント計画」の「改築実施計画」に記載する必要はない。

2. 交付対象事業

(1) 下水道ストックマネジメント計画は、下水道施設全体を俯瞰して持続的な機能確保を図る観点から、事業主体ごと、もしくは、事業計画ごとに策定することとする。

(2) 下水道ストックマネジメント計画には、以下の事項を定めることとする。

- ① ストックマネジメント実施の基本方針
- ② 施設の管理区分の設定
- ③ 改築実施計画（計画期間は5年以内とする。）
- ④ ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

VII. 下水道広域化推進総合事業

1. 交付対象事業

- (1) 「し尿受入施設」については、し尿や下水道以外の汚水・汚泥を受け入れる施設として、前処理施設・ポンプ施設・管渠等の新設・改築費用を交付対象とすることができる。

<事業計画記載例>

例えば〇〇衛生センター（し尿処理場）の機能を廃止し、A公共下水道〇〇処理区（終末処理場：〇〇浄化センター）に接続する場合、事業計画（第4表、処理施設を有さない場合は第3表）に次のように記載する。

処理施設調書						
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力		
				晴天日最大 雨天日最大 大(単位 立方メートル)	計面処理 人口(人)	摘要
〇〇浄化センター	C町大字△△	1,000	標準活性汚泥法	20,000	-	25,600 計画下水量(日最大) 15,200m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 30,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇衛生センターへの汚水受け入れに伴い、〇〇農業集落排水処理施設を廃止。

- (2) 汚水処理施設の統合を行う場合については、既存施設の改築を行うよりも、経済的である事業を交付対象とする。

なお、汚水処理施設の統合のために新たに必要な施設の設置と一體的な事業であり、かつ、汚水処理施設の統合化に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計が、改築に要する費用と既施設の撤去・処分費用の合計よりも安価である場合は、統合化に伴う既施設の撤去・処分費用も含めて交付対象とすることができる。この場合、廃止する処理場等の施設については事業計画に記載することとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道〇〇浄化センターにおいて、B農業集落排水処理施設の汚水を受け入れて、B農業集落排水処理施設の撤去費を交付対象とする場合、事業計画（第4表、処理施設を有さない場合は第3表）に次のように記載する。

処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位アール)	処理方法	処理能力			摘要
				晴天日最大 (単位立方メートル)	雨天日最大 (単位立方メートル)	計画処理人口(人)	
〇〇浄化センター	C町大字△△	1,000	標準活性汚泥法	32,000	-	44,600	計画下水量(日最大) 31,250m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 80,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 〇〇浄化センターへの汚水受け入れに伴い、〇〇農業集落排水処理施設を廃止。

2. 交付対象

「計画策定」については、下水道事業を実施していない地方公共団体も交付対象に含む。

3. 留意事項

- (1) 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合
 - ・関係する汚水処理施設の発生汚泥量等については、下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。
 - ・「下水道事業の処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である」場合を交付対象としているが、し尿受入施設及び汚水処理施設の統合に必要な施設については、処理水量の一部が下水道事業である地域を交付対象とする。また、「計画策定」については、下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定を交付対象とする。
 - ・計画及び事業実施にあたっては、都道府県及び市町村の下水道担当部局は、農業集落排水担当部局その他関係部局と十分な連絡調整を図ること。
- (2) 複数の地方公共団体で事業を実施する場合
 - ・本事業の実施に当たって、関係するそれぞれの都道府県及び市町村（一部事務組合を含む。）は、下水汚泥の輸送や集約処理等に関して、あらかじめ下水道法に基づくそれぞれの事業計画に位置付けるものとする。
 - ・交付対象及び経費負担について、「原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該施設の設置又は改築を交付対象事業として行うことができる」としているが、「計画策定」についてはこの限りではない。
- (3) 地方自治法第252条の14に基づき市町村から都道府県へ汚泥処理に関する事務委託を行う場合
 - 1) 事務委託の内容

- ・地方自治法第252条の14に基づく事務委託により、委託に係る事務の範囲においては、事業主体及び下水道法上の管理者は都道府県となること。
- ・市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)が都道府県に委託する事務の範囲は、原則として汚泥処理に係る施設の建設及び維持管理とすること。
- ・建設費及び維持管理費の按分比率は、都道府県及び関係する市町村で協議調整の上、計画汚泥量比等により定めること。
- ・地方自治法第252条の14に基づいて、他の下水道管理者に下水汚泥の処理を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されない。

2) 下水道事業計画の定め方について

- ・流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合にあたっては、流域下水道事業と公共下水道事業において、あらかじめ下水道法に規定する事業計画を定めること。
- ・流域下水道及び公共下水道に係る事業計画書の記載方法について

流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合の事業計画は、関係各下水道事業計画に位置付けられるものであるが、手続の簡素化の観点から、「主要な施設」は、核となる流域下水道の事業計画にのみ記載するものとする。

<事業計画記載例>

例えば、A流域下水道○○浄化センターにおいて、B市、C町、D町の公共下水道から脱水ケーキを受け入れて、A流域下水道の脱水ケーキとあわせて焼却処理する場合、それぞれの事業計画に次のように記載する。

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個 数	構 造	能 力	摘 要
○○浄化センター	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約1,39m ³ /秒	
	沈砂池	5池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	焼却炉	2基	流動焼却炉	100t/日(1基あたり) B市、C町、D町の委託を受け て、 A流域下水道脱水ケーキ 100t/日 B市公共下水道脱水ケーキ 50t/日 C町公共下水道脱水ケーキ 30t/日 D町公共下水道脱水ケーキ 20t/日 を焼却処理する。※1	

※1 摘要欄の脱水ケーキ量の内訳が変わっても、施設の能力変更が生じなければ、軽微な変更扱いとする。

①核となる流域下水道事業(A流域下水道)の事業計画(第4表)

②その他の下水道事業(B公共下水道)の事業計画(第4表)

処理施設調書						
処理施設の名称	位置	敷地面積 (単位 アール)	処理方法	晴天日最大 (単位立方 メートル)	雨天日最大 (単位立方 メートル)	計画処理 人口(人)
○○終末 処理場	B市 ○○町 E町大字 △△	300 (○県○ 流域下水 道○○淨 化セン ター内)	標準活性 汚泥法	16,000	-	22,300 計画下水量(日最大) 15,625m ³ /日 全体計画処理能力 (日最大) 20,000m ³ /日 流入水質 BOD 200mg/l SS 180mg/l 放流水質 BOD 20mg/l SS 20mg/l 脱水ケーキの焼却処理 を○県に事務委託

処理施設の敷地内の主要な施設					
処理施設の名称	主要な施設の名称	個 数	構 造	能 力	摘 要
○○終末 処理場	流入管渠	1列	鉄筋コンクリート造	流量 約0.35m ³ /秒	
	沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約1,800m ³ /m ² ・日	
	・	・	・	・	
	汚泥脱水機	3台	ベルトプレス	約130kgDS/m ² ・時	
	汚泥輸送車	1台	鉄筋コンクリート造	1t積みトラック	脱水ケーキを輸送
	沈砂池		流動焼却炉	50t/日相当分	焼却処理を○県に事務委託

VIII. 下水道リノベーション推進総合事業

1. 交付対象事業

(1) 未利用エネルギー活用事業に係る定義は、以下のとおりとする。

- ① 「下水道バイオガス」とは、「下水汚泥等の処理に伴い発生するメタンを主成分とするガスや、それを加工して得られるガス」とする。
 - ② 「公共又は公益の用途」とは、公共施設(市役所、学校、図書館等)における利用、バス等公共交通機関や低公害車の燃料・都市ガスの原料としての利用等の用途をいう。
 - ③ 「地域全体で効率的であると認められる地域」とは、地域に賦存するバイオマスの有効利用の最適化を図る「バイオマス利活用計画」(バイオマス利活用の現状と課題、バイオマス利活用の方向性、利活用に向けた具体的な取組等を定めた計画)において、地域全体で下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが効率的であると位置付けられた地域をいう。
- (2) 積雪対策推進事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。
- ① 流雪水路とは、河川水等の持つ運動エネルギーを利用して、雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・流速、水深を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、当該両水路について合算した下水排除面積により、昭和46年建設省告示第1705号を適用する。
 - ・流雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
 - ② 融雪水路とは、下水処理水等の持つ熱エネルギー及び運動エネルギーを利用し、融雪及び雪の搬送を行う施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪を行うために必要な水深及び流速を確保するための隔壁や止水板の設置、インバート化及び投雪口の設置(既設管の改造を含む。)、その他必要な施設。
 - ・一本の雨水管を道路の両側に分けるなど、二条管とする必要のある場合は、流雪水路の規定に準ずる。
 - ・流融雪用水として下水処理水や河川水等を交付対象となる主要な流融雪水路に導水するために必要な施設として、処理水の浄化施設、取水施設、ポンプ施設及び送水管。
 - ③ 処理水供給施設とは、流雪溝、消雪パイプ等に下水処理水を供給するための施設をいい、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・浄化施設、ポンプ施設及び送水管(他の管理者が設ける受水槽、計量器、熱交換器、止水栓等の手前まで)等。
 - ④ 融雪槽のうち、交付対象事業の範囲については以下のとおりとする。
 - ・融雪槽(雪捨て場)への処理水給水管、排水管、沈砂搔寄せ機、投雪等に必要な設備等。

(3) 下水処理水・雨水再利用事業に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとお

りとする。

- ① 送水施設とは、当該施設が処理水の送水に必要な施設で、かつ延長は概ね10km以内とする。

2. 留意事項

(1) 未利用エネルギー活用事業に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)において、本事業により回収した下水道バイオガスのうち、下水汚泥以外のバイオマスを投入することによって得られるものについては、全量処理場内で活用すること。

- ② 交付対象事業の未利用エネルギー活用事業(b)及び(d)において、剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)の適用が及ぶものであること。

なお、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設が廃掃法第8条第1項に定める一般廃棄物処理施設に該当する場合には、所要の手続きをとること。

また、家畜排せつ物を廃棄物として受け入れる場合において、当該廃棄物を投入する消化施設は廃掃法施行令第7条に定める産業廃棄物処理施設には該当しない。

この他、剪定廃材又は生ごみを廃棄物として受け入れる場合において、当該事業に係る市町村の廃棄物処理担当部局が定める、廃掃法第6条に基づく一般廃棄物処理計画との整合に留意すること。

剪定廃材、生ごみ又は家畜排せつ物以外のバイオマスを廃棄物として受け入れる場合には、国土交通省と別途協議すること。

(2) 積雪対策推進事業に關し、事業主体は、あらかじめ次の事項について事業実施計画を定め、国土交通省と協議すること。

- ① 下水道事業として実施しようとする積雪対策の基本方針

- ② 積雪対策に資する下水道整備の事業計画概要

- ・計画対象区域

- ・除・排水状況

- ・積雪対策に資する下水道整備の全体概要

- ・当面の事業実施計画

- ③ なお、処理水を主要な流雪水路、融雪水路などの下水道施設、流雪溝及び消雪パイプ等に供給する場合は、吐口として下水道法で定める事業計画書の吐口調書に記載すること。

(3) その他、「VII. 下水道広域化推進総合事業」の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業については、「VII. 下水道広域化推進総合事業」に記載の内容に従うこととする。

IX. 新世代下水道支援事業制度

1. 定義

機能高度化促進事業 新技術活用型における「官民共同開発」でいう「官」とは、「政府機関」とする。

2. 交付対象事業

(1) 水環境創造事業 水循環再生型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

① 管渠等とは、雨水の貯留浸透機能を有する管渠及びこれを補完する施設(浸透トレンチ、浸透井等)、公共樹及び雨水の貯留施設であり、かつ下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する主要な管渠及びこれに係る主要な補完施設に該当しないものとする。

② 処理槽の改造とは、処理槽改造時の清掃、内部部品の撤去・改造、ポンプの購入・設置等とする。

③ 附帯の配管とは、雨水の集排水のための配管等とする。

(2) 機能高度化促進事業 ICT活用型に係る交付対象事業の範囲の運用は、以下のとおりとする。

① 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器とは、以下の項目等について遠隔操作により自動的に測定・監視できるものとする。

測定項目等

水素イオン濃度、水温、浮遊物質量、化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、窒素含有量、燐含有量、油分、シアン化合物、六価クロム化合物、その他公共用水域の水質の保全のため必要な項目及び下水の水質について定性的に判断するために必要なもの及び流量。

② 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な附帯施設とは、事業所から排除される下水を採水するために必要な樹、停電時の電源確保のための無停電装置等とする。

③ 測定データを送信するために必要な通信設備とは、光ファイバー等の通信線、測定データを送信するために測定現場である送信地及び処理場等の受信地に設置されるテレメータ装置とする。

④ 収集したデータを集計・分析するために必要な機器とは、事業所に設置された測定装置の遠隔操作、データの収集及び収集したデータの分析のために必要な中央制御装置、表示装置及びデータ記憶装置等とする。

(3) 用地に関する交付対象事業の範囲について

事業実施のために新たに用地の確保を要する場合においては、個別に国土交通省が必要と認めたものについて、交付対象事業の範囲の施設が要する用地についても交付対象事業の範囲とすることができます。

但し、水環境創造事業 水循環再生型のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巣ブロック等の設置に該当するものは除く。

3. 留意事項

交付対象事業の水環境創造事業 水循環再生型(b)に係る事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

- ・ 対象地域については、地質、地形、地下水位、土地利用状況、道路等他の構造物への影響等を勘案し、適切に定めるものとする。
- ・ 事業主体は、あらかじめ、当該事業で見込む効果や事業の経済性等について具体的に示すこと(例:抑制される雨水の流出量や削減される汚濁負荷の量、他の雨水対策とのコスト比較など)。

また、実際に発現する効果についても事業の進捗にあわせて適宜把握するものとする。

X. 下水道地域活力向上計画策定事業

1. 目的

(1) PPP/PFI手法とは、包括的民間委託方式、設計・施工一括発注方式(DB)、設計・施工・運営一括発注方式(DBO)及びコンセッションを含むPFI方式等とする。

(2) 他の汚水処理施設とは、農業・漁業集落排水施設、合併処理槽、コミュニティプラント、屎尿処理施設等の汚水の適正処理のための施設とする。

2. 交付対象事業

交付対象となる調査については、PPP/PFI手法の活用やデジタル化を含む下水道施設(下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。)の整備・管理の広域化・効率化に必要な、事業実施手法の導入スキーム、実施方針等の検討(アドバイザリ費用を含む。)、施設老朽度調査及び施設情報の電子化を含む資産調査(デューディリジェンス)を含むものとする。

3. 留意事項

「PPP/PFI手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定」にあたっては、PPP/PFI手法の活用を前提としているため、当該計画に係る事業の期間、特性、規模等を踏まえた適切なPPP/PFI手法の導入を検討することを原則とする。

XI. 内水浸水リスクマネジメント推進事業

1. 交付対象事業

「内水浸水想定区域図の作成」の交付対象事業の範囲は、下水道による浸水対策に係る区域（下水道による浸水対策を実施すべき区域を検討する上での検討対象範囲を含む。）とし、計画降雨や既往最大降雨、想定最大規模降雨などのうち、複数降雨を対象とするものも含むこととする。

国水下事第64号
令和4年3月31日

XII. 下水道情報デジタル化支援事業

1. 定義

- (1) 「地理情報システム（以下、GISとする。）を基盤としたデータベースシステム」とは、下水道施設の管理等を目的に、主に位置情報を含む図形属性情報と文字属性情報で構成されるデータ等を地図上で表現するデータベースシステムのことである。
- (2) 「管渠等の施設情報や維持管理情報など」とは、以下のものとする。
- ①予定処理区域及び予定排水区域等の面積や境界線、管渠やマンホール、ます等の位置、吐口の位置及び放流先の水位など下水道台帳の図面に必要となる情報
 - ②施設管理の高度化を図るために必要となる管渠やマンホール等の施設情報や維持管理情報、ストックマネジメント情報及びそれらに関連する図面や写真等
 - ③浸水防止の観点から実施するシミュレーション等に必要となるポンプ施設や貯留施設等に関する情報

各都道府県知事
各指定都市の長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長
(公印省略)

下水道脱炭素化推進事業実施要綱の施行について（通知）

2. 交付対象事業

- (1) 「デジタル化に係る業務等」として交付対象となる事業については、以下のものとする。
- ①管渠等の施設情報や維持管理情報などのデータを整備し、GISを基盤としたデータベースシステムとして利用できるようにする業務
 - ②①を行うにあたって必要となる測量等の業務
- なお、GISを基盤としたデータベースシステムの構築及び改修、保守・利用に係る業務については、交付対象事業にあたらない。

下水道脱炭素化推進事業の交付に関して、「下水道脱炭素化推進事業実施要綱」を別添のとおり定め、令和4年4月1日より施行することとしましたので、通知します。

つきましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対しても、貴職からこの旨周知方をお願いいたします。

下水道脱炭素化推進事業 実施要綱

第1 通則

下水道脱炭素化推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

本事業は、温室効果ガス削減効果の高い創エネルギー施設の整備等を集中的に実施することにより、下水道の脱炭素化を推進することを目的とする。

第3 事業主体

本事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第4 対象事業

本事業の対象となるのは、下水汚泥を有効利用した創エネルギー施設の整備事業、または、下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N₂O）の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設への改築事業であって、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 事業完了までに要する期間が概ね5年以内であること

(イ) 全体事業費が5億円以上であること

第5 下水道脱炭素化推進事業計画の策定

事業主体は、下水道脱炭素化推進事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。

第6 国の補助

国は、事業主体に対し以下により経費の一部を補助することができる。

(1) 補助対象範囲

- ① 創エネルギー施設（下水汚泥を消化し、発生したバイオガスをエネルギーとして活用するために必要な施設、下水汚泥固形燃料化施設、廃熱を活用した発電を行う汚泥焼却施設等）
- ② 一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設

(2) 補助率等

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

第7 下水道脱炭素化推進事業計画の公表

事業主体は、下水道脱炭素化推進事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第8 監督等

1. 國土交通大臣は都道府県に対し、國土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 國土交通大臣は都道府県に対し、國土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第9 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村（特別区を含む。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

国水下事第65号
令和4年3月31日

都道府県下水道担当部長殿
政令指定都市下水道担当局長殿
(以上地方整備局等下水道事業担当部長等経由)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部 下水道事業課長
(公印省略)

下水道脱炭素化推進事業実施要綱の運用について

令和4年3月31日付国水下事第64号により、下水道脱炭素化推進事業実施要綱の施行について国土交通省水管理・国土保全局長より通知したところであるが、その運用について、下記のとおり定めたので、遺憾のないよう取り計られたい。

なお、各都道府県におかれましては貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知方よろしくお願いする。

記

1. 定義

- (1) 「創エネルギー施設」とは、下水汚泥の有効利用に関する以下の施設とする。
- ① 消化施設や、下水処理場内に設置するバイオガス利用のために必要な施設（固定価格買取制度を活用して売電する場合を除く）
 - ② 下水汚泥固体燃料化施設
 - ③ 廃熱を活用した発電を行う汚泥焼却施設
 - ④ ①～③について、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用するために追加的に必要な施設（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る）
- (2) 「一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設」とは、一酸化二窒素の排出係数が0.645kg/t-wet以下の施設をいう。
- (3) 「創エネルギー施設」及び「一酸化二窒素の排出係数が一定水準以下の汚泥焼却施設」には、(1)、(2)で定義した施設と一体となって整備する必要があるその他の汚泥処理施設を含むものとする。

2. 性能指標

本事業で整備する施設のうち、「下水道事業におけるエネルギー効率に優れた技術の導入について（平成29年9月15日 国水下事第38号 下水道事業課長通知）」別紙の表1にて性能指標が定められているものについては、これを満たすものを対象とする。

3. 下水道脱炭素化推進事業計画の内容

下水道脱炭素化推進事業計画に定める主な事項は以下のとおりとする。

- ① 事業の位置
- ② 事業の目的
- ③ 事業の内容及び年度計画
- ④ 補助金の算定根拠
- ⑤ 事業効果（温室効果ガス排出量の削減量ほか）
- ⑥ 事業採算性の確認（新設の場合のみ）
- ⑦ 費用効果分析の結果（新設の場合のみ）

4. 下水道脱炭素化推進事業計画と下水道法事業計画との関係

下水道脱炭素化推進事業計画に位置付けた施設は、速やかに下水道法事業計画に位置付けるとともに、施設整備の目的に応じて、別途下水道ストックマネジメント計画にも位置付けることとする。

別紙 表-1

表-1 性能指標

施設・設備	区分	性能指標	規模別性能指標値		
			日最大汚水量 25,000m ³ /日規模	日最大汚水量 50,000m ³ /日規模	日最大汚水量 100,000m ³ /日規模
消化槽	中温消化 ^{※1} (消化日数 20～30 日)	消費電力量 (分離 VS 量当たり) [kWh/t-VS 分解]	280 以下	280 以下	270 以下
	粗体充填高温消化 ^{※2} (消化日数 5～10 日)	同 上	① 370 以下 ② 420 以下	① 260 以下 ② 410 以下	① 260 以下 ② 400 以下
	高効率発電	発電効率 [%]	40 以上		
バイオガス発電 ガス精製・高燃能脱硫	コーチェネレーション	発電効率 [%] 及び 排熱利用を含む総合効率 [%] [kWh/m ³ N ₂ gas]		発電効率 20%以上かつ総合効率 75%以上	
	ヒートポンプ ^{※3}	COP (水温 20°C) —	1.7 以下 2.7 以上	1.3 以下	1.0 以下
固液分離	—	—		水処理・汚泥処理のシステム全体としての評価の中で指標を示す予定である。	
	他 バイオマス受入・混合設備	—		同 上	
焼却炉	燃熱回収率 ^{※4} [%]及び 消費電力削減率 ^{※5} [%]	燃熱回収率 40%以上かつ消費電力削減率 20%以上			

*1 中温消化については混合汚泥を消化する場合の性能指標値、「粗体高温消化」の①は生汚泥、粗高効率固液分離(汚泥)を、②は混合汚泥を消化する場合の性能指標値。

*2 粗体を充填しない高温消化については、処理水の熱等を利用して消化槽を加温する場合の性能指標値。

*3 「ヒートポンプ」については、処理水の熱等を利用して消化槽を加温する場合の性能指標値。
※4 燃熱回収とは、焼却炉内に送入する廃熱回収(空氣余熱器や白煙防止用熱交換器又は焼却用熱交換器による排ガスからの熱回収、燃熱の有する熱工エネルギーの過給機への利
用等)、発熱発電、消化槽加温及び地盤熱供給(空調用、ロードヒーティング等)等と、高温焼却と同等以上の NO_x 排出削減が出来ること NO_x 排出量 0.04kg/t-wet 以下)を前提
とする。

*5 「燃熱回収率」と「消費電力削減率」の算出方法は別紙(資料-2)を参照。わざきたい。